

宮崎県で高病原性鳥インフルエンザ (H5亜型) 2例目確認

1. 農場の概要

宮崎県宮崎市高岡町の肉用鶏 約42,000羽を飼養

2. 経緯

(1)28日 死亡鶏増加等の通報を受け、当該農場に対し移動自粛を要請するとともに立入検査を実施

(2)インフルエンザ簡易検査で陽性、遺伝子検査でH5亜型を確認

3. 防疫措置

(1)当該農場の家きんの と殺 及び 埋却/焼却

(2)半径3km以内の移動制限、半径3~10km以内の搬出制限設定

(3)速やかな発生状況調査、農場周辺の消毒強化、消毒ポイント設置 等

防御フェンス、金網、防鳥ネット等の点検修理!

- ・ 防鳥ネットを下までしっかり張ること。
- ・ 壁や扉の隙間や穴があれば、埋めること。
- ・ こぼれた餌等ないよういつも清潔にすること。



- ・野鳥、野生動物の侵入防止対策
- ・農場、鶏舎の出入口での消毒
- ・関係者以外の農場への立入制限
- ・発生国への渡航の自粛
- ・入退場する人や車両の記録

宮崎県の2事例は、
鶏の死亡羽数の増加が、当初は、緩やかでした。

毎日の健康観察を一層慎重に行い、何かいつもと違うことがあれば、すぐに通報してください。

※過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等、異状を発見した場合には、すぐに家畜保健衛生所(飛驒総合庁舎 電話 0577-33-1111)まで連絡してください。

※平日時間外(午前8時30分~午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

メッセージは最後まで聞いてね!



飛驒家畜保健衛生所
TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/hidakaho/>



農場の衛生管理 チェック！

主なチェック項目

1	家きんが感染する病気の予防や拡散の防止に関する情報を把握している。	
2	衛生管理区域をはっきり分かるように設定している。	
3	「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場制限をしている。	
4	立入る者の記帳などを張り紙などで周知し、入場記録として保管している。	
5	出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を設置している。	
6	家きん舎の出入りする際に、手指、靴の洗浄・消毒を常設している。	
7	専用の衣服や靴を設置し使用している。	
8	立入るものは当日の行動歴や過去1週間以内の海外渡航歴を確認し、むやみに立ち入らせないようにしている。	
9	他の畜産施設などで使用したもので、直接、家きん、卵等に触れるようなものは洗浄または消毒している。	
10	持ち込む衣服や靴の過去2カ月以内の海外での使用歴を確認し、必要な場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	
11	給餌設備、飼料保管場所等に野生動物の排泄物の混入防止に必要な適切な措置を講じている。	
12	飲用に適した水を給与している。	
13	侵入防止の柵や防鳥ネットなどの野生動物侵入防止対策を講じている。	
14	定期的に家きん舎の屋根や壁、防鳥ネットなどを点検し、破損個所を修繕している。	
15	ねずみや害虫の駆除に必要な措置を講じている。	
16	家きん舎や器具の清掃消毒を定期的実施している。	
17	空になった家きん舎やケージの清掃・消毒をしている。	
18	適切な密度で飼育している。	
19	異状があった場合に家畜保健衛生所に連絡する体制を確保している。	
20	毎日、家きんの健康観察を行っている。	
21	防疫措置のための埋却、焼却などの処理の準備ができている。	